

平成26年1月31日（金）  
国土交通省関東地方整備局  
河 川 部

## 記者発表資料

### 「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 関係住民の皆様からの意見聴取について

国土交通省関東地方整備局では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討を進めているところです。

このたび、「霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成しました。

つきましては、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都に在住する関係住民の皆様から「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対するご意見をお聴きすることとしましたのでお知らせします。

別添「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民の  
皆様からの意見聴取について」を参照

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、茨城県政記者クラブ、  
栃木県政記者クラブ、刀水記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、  
千葉県政記者クラブ、東京都庁記者クラブ

#### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 TEL：048-601-3151（代表）

河川部 河川情報管理官 かべ 加邊 よしのり 良徳（内線 3514）

## 「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」 に対する関係住民の皆様からの意見聴取について

平成26年1月31日

国土交通省関東地方整備局では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討を進めているところです。

このたび、「霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成しました。

つきましては、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都に在住する関係住民の皆様から「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する意見をお聴きすることとしましたので、以下の意見発表者募集要領により、ご意見を発表いただける方を募集します。

なお、お聴きした意見を十分に検討したうえで、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）」を作成させていただきます。

### 意見発表者募集要領

#### 1. 聴取対象

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」という。）

#### 2. 対象者

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（1都5県）に在住の方

#### 3. 募集期間

平成26年1月31日（金）～平成26年2月13日（木）18：00必着  
（郵送の場合は当日消印有効）

#### 4. 応募方法

報告書（素案）に対して、意見の発表を希望される方は、別紙の応募用紙にご記入いただくか、下記①から⑧までをご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記5. までご応募ください。

①氏名（ふりがな）

②住所

③電話番号

④携帯電話番号

⑤ご希望の日時及び会場

第3希望までご記入ください。詳細は下記8. を参照ください。

⑥年齢（20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上）

⑦性別

#### ⑧意見の概要

※「応募用紙」（様式）を使用していない場合でも、応募用紙に記載される事項と同様の事項が記載されている場合には受付致します。

### 5. 応募先

#### ○ご郵送の場合

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取」 事務局 宛

#### ○ファクシミリの場合

048-600-1378

#### ○電子メール

[kasumidousui-iken@ktr.mlit.go.jp](mailto:kasumidousui-iken@ktr.mlit.go.jp)

件名は、霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取 事務局宛として送信願います。

### 6. 注意事項

①ご意見の概要は400文字以内としてください。

②日本語でご記入ください。

③電話でのご応募は受け付けておりません。

④上記2. 以外にお住まいの方のご応募は無効とします。また、期限までに到着しなかった場合についても無効とします。なお、上記4. にそわない形で応募されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。

- ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

⑤詳細は、別紙「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する意見発表者の応募にあたっての注意事項をご確認下さい。

### 7. 資料の入手方法等

#### ①インターネットからの資料入手

<関東地方整備局ホームページ>

[http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river\\_shihon00000229.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000229.html)

#### ②資料の閲覧場所

募集期間中は、以下の場所において、土日祝日を除く9時30分から17時00分まで資料の閲覧が可能です。また、「応募用紙」の入手が可能です。

- ・ 関東地方整備局 6階情報公開室（埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎2号館）
- ・ 常陸河川国道事務所 1階閲覧コーナー（茨城県水戸市千波町1962-2）
- ・ 霞ヶ浦河川事務所 閲覧室（茨城県潮来市潮来3510）
- ・ 霞ヶ浦導水工事事務所 閲覧室（茨城県土浦市下高津2-1-3）
- ・ 高崎河川国道事務所 情報公開コーナー（群馬県高崎市栄町6-41）
- ・ 利根川上流河川事務所 2階閲覧コーナー（埼玉県久喜市栗橋北2-19-1）
- ・ 江戸川河川事務所 閲覧室（千葉県野田市宮崎134）
- ・ 利根川下流河川事務所 1階ロビー（千葉県香取市佐原イ4149）

## 8. 開催日時及び開催会場

### ○開催日時

平成26年3月2日（日）～4日（火）の3日間

①10～12時、②13～15時、③15～17時のうち、ご希望の時間帯

### ○開催会場

以下の4会場で同日開催となります。

会場①：さいたま新都心合同庁舎2号館検査棟  
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

会場②：常陸河川国道事務所  
茨城県水戸市千波町1962-2

会場③：霞ヶ浦導水工事事務所  
茨城県土浦市下高津2-1-3

会場④：水辺交流センター（水の郷さわら内）  
千葉県香取市佐原イ4051番地3

- ・ 上記開催日時のうち、ご希望の日時を第3希望までご記入ください。また、ご希望の会場もご記入ください。
- ・ ご希望の日時が重複した場合には、原則として先着順とさせていただきますが、その結果、第3希望までで調整がつかなかった方には、日時や会場の調整のため、事務局から日程調整の連絡をさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ・ 意見の発表を希望された方への発表日時等のご連絡については、平成26年2月下旬に電話及び郵送で行う予定です。

## 9. その他

関係住民の皆様からの意見聴取は、公開で行いますので傍聴が可能です。

詳細については、意見発表者の募集終了後に改めてお知らせします。

### <応募手続等に関する問い合わせ>

国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課 工藤、杉山

TEL：048-601-3151（代表）内線5830、5831

## 「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」 に対する意見発表者の応募にあたっての注意事項

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きするものです。

### 1. 応募にあたって

- 1) 意見の発表は、お一人につき4会場のいずれか1会場において1回とします。
- 2) 意見の発表は、お一人につき15分を目安に行ってください。次の方がお待ちになられておりますので時間厳守でお願いします。
- 3) 意見の発表は、公開で行います。
- 4) 関係住民の皆様からいただいたご意見については個別にお答えできませんので、その旨ご了承ください。
- 5) 意見発表者には、後日、事務局から受付時間を連絡いたしますので、その時間までに会場にお越しください。受付後、15分程度で意見の発表となります。
- 6) 意見発表者は、受付で運転免許証などご本人とご住所が確認できるものをご提示ください（代理人による陳述は出来ません）。
- 7) 意見発表者は、『応募用紙』に記載された意見にそって発表してください。
- 8) 『応募用紙』のほかに、配布したい資料がある場合には、A4用紙片面2枚までにまとめた原稿を当日、受付にお渡しください。事務局で白黒両面コピーを行い、1枚にしたものを配布します。なお、3枚以上の資料配布を希望される場合には、2枚を超える分についてご持参ください。
- 9) 発表の際にプレゼンテーションソフト等の使用を希望される場合は、パソコンをご持参ください（事務局でプロジェクタ、スクリーン、プロジェクタケーブルは用意します）。

### 2. 意見の公表について

- 1) 『応募用紙』については、個人情報が含まれる部分を除いた公表用の部分をコピーしたものを、会場で配布するなど公開します。また、当日提出していただいた配布希望資料についても同様の取り扱いとします。
- 2) 公述の状況については、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 3) いただいたご意見は、事務局で聴き取れる範囲で文字起こしを行い、後日関東地方整備局HPで公開する予定です。

